

○文部科学省告示第二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年一月二十三日

文部科学大臣 永岡 桂子

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	春	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
		指定をした日
		指定の有効期間
	令和五年一月二 十四日から令和 五年九月十二日 まで	住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 日本経済新聞社 歸山 健一 文化事業局長 東京千代田区大手町一―三―七
	京都国立近代美術館 館長 福永 治 京都市左京区岡崎田勝寺町二十六―一 令和五年二月十一日から令和五年四月九日 館長ステーションギヤラリー 館長 富田 章 東京都千代田区丸の内一―九―一 令和五年七月一日から令和五年八月二十七日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地 並びに指定美術品等を公開する予定の期間